

第7期 第23回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年6月9日(木) 午前9時30分～
2. 開催場所 農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員 (18人)
4. 欠席委員 (1人)
5. 議事録署名人の指名について (2人)
6. 議案日程
 - 議案第86号 農地法第3条の許可申請について (4件)
 - 議案第87号 農地法第5条第1項の許可申請について (1件)
7. 農業委員会事務局職員 (3人)

8. 会議の概要

○局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中18名です。16番 ○○ ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは○○会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。晴天が続いており、中山間部の早い田植のところは水が足らなくなることが懸念されますが、もうじき梅雨に入りますので、今後順調に田植が進んでいくことを願っております。

農地関連法案が参議院を通過し決定いたしました。内容については全国農業新聞に掲載されておりましたのでご存知かと思いますが、「農業委員会は」という文言が多く見受けられ、農業委員会はそれを執行しなければなりません。詳細については最適化推進委員を交えて検討していきたいと思っております。

また、国では下限面積を撤廃し、だれでも農業ができるようになり、自給自足をしてくださいという考え方もあるようです。

本日の議案は5件と非常に少ないですが、慎重な審議をお願いします。

それでは只今から第23回農業委員会を開会いたします。

それでは、本日の議事録署名人ですが、17番 ○○ ○○ 委員さん、1番 ○○ ○○ 委員さん、よろしくをお願いします。

議案審議、5件に入っていきます。議案第86号農地法第3条の許可申請について、4件を議題といたします。1番及び2番の案件につきましては、借受人が同じですので、一括審議をさせていただいたらと思います。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第86号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。1番 貸付人 東温市○○番地 ○○ ○○さん。借受人 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、1, 773㎡です。借受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、賃借権設定5年です。作付作物は野菜と飼料です。主な農機具の保有状況は、軽バンを保有しており、トラクターを購入予定です。労働力は、本人の常時1人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障はございません。

続きまして、2番 貸付人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。借受人 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、912㎡、○○番○、田、707㎡、計2筆で合計面積は1, 619㎡です。権利内容は、賃借権設定5年です。作付作物以下は、同じです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農になりますので、別紙1をご覧ください。5月25日10時00分から〇〇 〇〇委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しております。まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、民宿を経営しており、店舗で使用する野菜の栽培や、養鶏場を建設する予定であることから、飼料を作付けしたいと思い、土地を探していたところ、申請地の賃借の話があった。現在は民宿を経営しているため、兼業となるが農業に従事する。軽バンを所有しており、トラクターを購入予定である。1年を通じて野菜や飼料となる作物や穀物を作付けする。将来は、栽培した野菜や鶏肉を農家レストランで使用する予定である。第2号「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、本人の常時1人で年間150日程度農業に従事します。第5号、「下限面積制限」ですが、1番と2番の申請地面積3,392㎡と中間管理機構に貸付予定の土地835㎡、合計4,227㎡を取得見込でありますので、要件を満たしております。続きまして第6号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第7号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加する。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図3、4ページをご覧ください。本人は民宿業と飲食業を営んでおり、小規模ながら養鶏をしております。この度、養鶏を拡大するにあたり農地を探していたところ、経営している民宿の近くに適地が見つかったため、所有者と賃貸借で話がまとまりました。申請地では飼料を作付けする予定であります。特に問題ないと思われまので、よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番及び4番の案件につきましては、借受人が同じですので、一括審議をさせていただいたらと思います。事務局より説明をお

願いたします。

○事務局

3番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、723㎡、ほか3筆計4筆で、合計面積4,294㎡です。譲受人の耕作等の状況等について申し上げます。権利内容は、賃借権設定3年です。作付作物は野菜です。主な農機具の保有状況は、軽トラック、軽バンを保有しており、トラクターを購入予定です。労働力は、本人と婚約者の常時2人です。臨時で農業経験者年間30日1人とアルバイト5人雇用予定です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障はございません。

続きまして、4番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、172㎡、〇〇番〇、田、193㎡、計2筆で合計面積は365㎡です。権利内容は、賃借権設定3年です。作付作物以下は、同じです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農になりますので、別紙2をご覧ください。5月23日10時から〇〇 〇〇委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しております。まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、飲食店を経営しており、自店で取扱う食材の仕入れをする中で、直接農家と話し、自分も農業に携わりたいと思い、農業経験者の知人の協力により、申請地の賃貸借の話があった。兼業となるが農業経験者と共に農業に従事する。トラクター、軽トラックを購入予定である。父の保有する農業用倉庫を使用する予定である。1年を通じて野菜を作付けする。将来は、自店での使用や直売所での販売を検討する。第2号「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、本人と婚約者の常時2人で年間100日程度農業に従事します。臨時で農業経験者年間30日1人とアルバイトで5人予定です。第5号、「下限面積制限」ですが、3番と4番の合計面積4,659㎡を取得見込でありますので、要件を満たしております。続きまして第6号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第7号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加する。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明させていただきます。地図5, 6ページをご覧ください。申請地は耕作放棄地でありまして、野菜を作るには土地が褪せてしまって、本当に野菜ができるか懸念はありますが、○○さんは農業に対して熱い思いを持っておりまして、農業経験者が先生となって、教えているらしいのでそのあたりの懸念も払拭していただければと思います。兼業にはなりますが、雇用する人数も多いため問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんからの説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

申請者は飲食店を経営とのことですが、何屋を経営しているか教えてください。

○委員 ○○委員

イタリアンレストランを経営されており、育てた野菜をお店で使用するとのこと。

○議長（会長）

ほかに何かご意見はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第87号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第87号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

5番 貸付人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。借受人 東温市○○番地○ ○○○○さんです。土地は、○○番○、田、252㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第1種農地。農用地区域は、農用地区域外。転用目的は農家住宅、所有権内容は使用貸借権設定です。開発許可は不要です。この案件につきましては、令和4年1月6日第18回委員会で除外意見決定済みの案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明させていただきます。地図7ページをご覧ください。1月に除外意見決定済みの案件です。

貸付人の長男が〇〇さんになりまして、お父さんの家の南側に家を建築し、農業を継いでいくとのこと。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、5件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は7月8日となっております。

以上で第23回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。

上記、会議の審議については、正確であることを認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人